

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名:早川町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	91.3 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	95.3 %
全職員	79.8 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	101.1 %
本庁課長補佐相当職	94.3 %
本庁係長相当職	99.7 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	100.9 %
31～35年	90.8 %
26～30年	86.5 %
21～25年	— %
16～20年	104.9 %
11～15年	76.2 %
6～10年	109.9 %
1～5年	111.4 %

【説明欄】

・2(1)本庁部局長・次長相当職に該当する職員がいないため記載なし
 ・2(2)勤続年数別の21年～25年に該当する女性職員がいないため記載なし
 ・任期の定めのない常勤職員の扶養手当は世帯主になっている男性職員に支給している場合が多く、その受給者に占める男性職員の割合は受給者の83.3%である。また、住居手当については、独身女性職員の多くが賃貸物件を契約しているため受給者に占める男性職員の割合は受給者の50.0%である。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。